

奈良県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	廃止した居宅サービスの種類	廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 エイシン	北葛城郡上牧町大字上牧三四三九一 二一	ケアセン ターハピ ネス	北葛城郡上牧町大字上牧三四三九一 二一
株式会社 エイシン	北葛城郡上牧町大字上牧三四三九一 二一	デイサー ビスハピ ネス	北葛城郡上牧町大字上牧三四三九一 二一
訪問介護、介護予防訪問介護及び居宅介護支援	通所介護及び介護予防通所介護	訪問介護、介護予防訪問介護及び居宅介護支援	通所介護及び介護予防通所介護
平成二十七年六月三十日	平成二十七年六月三十日	平成二十七年六月三十日	平成二十七年六月三十日